

資料編

1 これまでの経過 ~立ち上げと活動経過のあらまし~

2002年7月、高槻市環境基本計画の実現化に向けて、市民・事業者（以下、市民）の行動計画となる「たかつきローカルアジェンダ21」の策定を行うことになり、市が市民に呼びかけました。環境へのそれぞれの思いを持った私たち市民が170人以上集まりました。「たかつき環境市民会議」の始まりです。

まず、どんなローカルアジェンダをつくるか？ 私たちはみんなで話し合いました。

意見は大きく2つに分かれました。1つの意見は「環境基本計画の6つの環境目標に基づいて、ローカルアジェンダについて検討していこう」というもの。もう1つの意見は「環境基本計画に基づいて、できるところから活動を先行させ、活動実態をつくりながら、ローカルアジェンダに仕上げていこう」というものです。

いろいろ議論した結果、行動計画であるのだから「市民が主役である以上、柔軟にまずはできる活動から始めること、そして活動の輪を広げていくことが大切」と考え、自分たちが今できる活動から取り組むことにしました。

そうして、活動を進める上で、必要な場合はグループを離合集散させるという姿勢のもと、「里山」_」「水」_」「エコビレッジ」_」「オリジナルマイバッグ」_」「エコライフ」_」「ごみ減量」_」「エコ事業所」_」「人にやさしい交通」_」「環境講座」_」「プレス」_」「環境ガイド」をテーマとする11の活動グループが立ち上がりました。

各グループでは、室内での会議はもとより、フィールドでの調査や実践、イベントによる普及活動等を重ねてきました。また全体としても、「摂津峡クリーンハイキング」の開催や、「たかつきエコフェスタ」への参加などに取り組んできました。（2004年度版 ローカルアジェンダ21より）

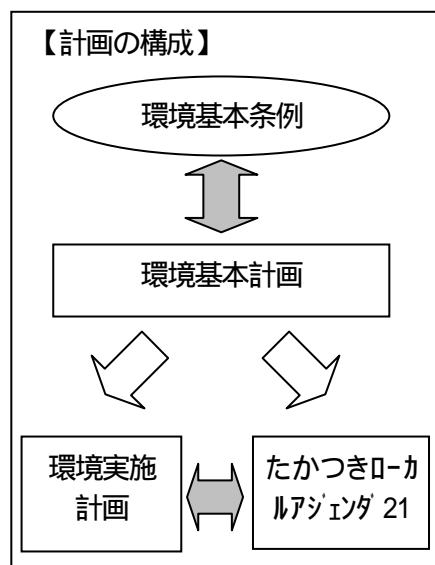
そして、2004年3月に、市民・事業者の行動計画となる「たかつきローカルアジェンダ21」を策定し、これ以降、毎年見直しながら、推進しています。

2 高槻市環境基本計画のあらまし

「高槻市環境基本計画」は、高槻市の環境施策の基本指針として、高槻市環境基本条例(2001年4月施行)に基づき、2001年度に策定されました。第4次高槻市総合計画のもと、個別の行政計画と連携・補完して、環境施策が推進されます。

計画の期間は、2002年度を初年度とし、2011年度を目標年次とした10年間で、2007年に5年を経過したため、計画を見直しました。2012年度には、計画内容を改定します。

「高槻市環境基本計画」は、環境に関する基本方向を示す「環境基本計画」と、行政(高槻市)の行動計画である「環境実施計画」、市民・事業者の行動計画である「たかつきローカルアジェンダ21」から構成されています。



望ましい環境像	環境目標	施策の展開の基本方針
市民一人ひとりの心と行動が実を結ぶ環境にやさしいまち	市民一人ひとりがエコスタップ (環境行動)	環境に配慮した行動 パートナーシップによる協働した取組み 環境情報の提供 ローカルアジェンダ21の策定及び実行組織づくり支援
澄みきった空、おいしい水、みどり豊かなまち	健康な生活環境の保全 (生活環境)	健康で安心して生活できる環境の確保 新有害化学物質による汚染の未然防止 不法投棄対策・環境美化の推進
河川を軸に人と自然が結ばれたまち	人と自然の共生 (自然環境)	自然環境の保全 人と共生する山林の保全・農地保全 みどりのネットワーク化 緑地創出など緑化
ゆったりした時間が流れる快適なまち	快適な都市環境の創造 (都市環境)	歴史的・文化的環境の保全・継承 快適で個性ある都市景観の形成 人にやさしい総合的な交通施策
限りある資源を活かして、ごみゼロをめざすまち	飽食の社会との訣別 (循環型社会)	ごみ発生が少ない生活様式・事業活動の普及・促進 再利用・リサイクルによる資源消費・廃棄物排出の抑制 情報・技術の提供や循環システム整備
地球規模で考え、身近なことから行動するまち	地域からの環境負荷低減の取組み (地球環境)	地球温暖化対策などの推進 省資源・省エネルギーの徹底、自然エネルギーなどの活用 環境負荷の少ない社会システムへの転換

一般社団法人 たかつき環境市民会議 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人たかつき環境市民会議（以下、「当法人」という）と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪府高槻市出丸町2番30号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、高槻市環境基本計画に基づいて、市民、事業者、行政が協働し、「地球環境にやさしいエコシティたかつき」の実現に寄与するために行う環境行動を市民に普及することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的のために、たかつき環境市民会議（以下、「市民会議」という）の事業及び運営に必要な、次に掲げる社会的・法律的行為を行う。

- (1) 市民会議の事務局として必要な事務
- (2) 市民会議及び当法人の財産の管理
- (3) 市民会議及び当法人の会計事務
- (4) 市民会議会員の名簿管理
- (5) 市民会議及び当法人の運営上必要な保険等契約の締結
- (6) 事業の受託
- (7) その他 当法人の事業の推進に必要な事務

第 3 章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 当法人は、法人の事業に賛同する個人で、次条の規定により当法人社員となった者をもって構成する。

(社員資格の取得)

第 6 条 この法人の社員は社員総会の承認を得なければならない。

(新加入社員の責任)

第 7 条 当法人の成立後、加入した社員は、その加入前に生じた当法人の債務についても責任を負うものとする。

(社員の退社)

第 8 条 社員は次に掲げる事由により退社する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 当該社員の死亡

2 やむを得ない事由のあるときは、社員はいつでも退社を代表理事に申し入れ総社員の同意を得ることができる。

(除 名)

第 9 条 当法人の社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の同意決議によって、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条 社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡したとき。
- (3) 当法人が解散したとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 社員及び理事の報酬等の額
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は当定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は代表理事が招集する。

(議決権)

第 15 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、総社員の議決権を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数を持って行なう。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事は前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 18 条 当法人に、法人を代表する役員として理事数名を置く。理事は社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、当法人を代表する。代表理事は理事の互選により理事の中から選定する。

(役員任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結のときまでとする。再任を妨げない。

第 6 章 事業報告及び決算

(事業年度)

第 20 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 21 条 代表理事は、毎事業年度の終りにおいて次に掲げる書類を社員総会に提出して、その承認

を求めなければならない。

- (1)事業報告書
- (2)損益計算書
- (3)貸借対照表

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 22 条 当定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 23 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 8 章 清 算

(清 算)

第 24 条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、総社員の同意をもってこれを定める。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、社員又はその選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員の過半数をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第 25 条 当法人の残余財産の帰属は、総社員の同意によりこれを定める。

第 9 章 公告の方法

第 26 条 当法人の公告は、掲示板に掲載する方法により行なう。

附則

1. 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

清水 晃
浅原 敬司
石井 直樹
小柿 正武
三ツ井 強
中島 敏明

2. 当法人の設立時の代表理事の住所は以下のとおりとする。

理事 清水 晃
浅原 敬司
石井 直樹
小柿 正武
三ツ井 強
中島 敏明
代表理事 石井 直樹

以上、一般社団法人たかつき環境市民会議の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年3月21日

たかつき環境市民会議 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、たかつき環境市民会議(以下、「市民会議」という。)と称する。

(事務所)

第2条 市民会議は、事務所を高槻市内におく。

(目的)

第3条 市民会議は、市民、事業者、行政が協働して、高槻市環境基本計画に基づいて「地球環境にやさしいエコシティたかつき」の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第4条 本規約における用語は以下の通り定義する。

(1)たかつき環境市民会議

会員登録した個人や団体、環境活動グループ、たかつき環境市民会議運営会、及び一般社団法人たかつき環境市民会議、それぞれ個人、団体の総体を示す。

(2)たかつき環境市民会議運営会(以下、「運営会」という。)

市民会議を運営する組織である。

(3)一般社団法人たかつき環境市民会議(以下、「一般社団法人」という。)

市民会議を社会的・法的に代表する組織である。

(4)環境活動グループ(以下、「活動グループ」という。)

市民会議に登録した会員が集まって、環境に関する特定のテーマで活動するための集まりである。

第2章 たかつき環境市民会議 会員

(会員の種類)

第5条 会員の種類は、次のとおりとする。

(1)正会員

高槻の環境をよくしようという志を持って、市民会議の目的と事業に賛同し、市民会議に登録した個人、市民団体、事業者、事業者団体

(2)賛助会員

市民会議の目的と事業に賛同し、市民会議の事業を支援する個人、市民団体、事業者、事業者団体

(入退会)

第6条 市民会議の会員になろうとする者は、入会申込書を運営会の代表に提出する。また、会員が退会しようとするときは、退会届を代表に提出する。

2 会員の活動が、市民会議の目的に反すると認められる場合には、運営会は本人に対し勧告し、さらには、本人との協議の上で登録を抹消することができる。

(年会費)

第7条 会員は次に定める年会費を、運営会へ納入しなければならない。

(1)個人正会員 1,000 円

(2)事業者、団体正会員 2,000 円

(3)賛助会員 1,000 円(一口)

2 会員が運営会の会計年度の途中で退会した場合においても、既に納入した年会費は返還しない。

3 納入の方法及び時期は運営会が定める。

(変更届け)

第8条 会員は、入会申込書記載の内容が変更になった場合、その都度訂正の申込書を運営会の代表に提出しなければならない。

(環境活動グループ)

第9条 会員は環境に関するテーマで、自主的に活動グループを結成することができる。

2 活動グループを設置、解散しようとする場合は、運営会へ届け出る。

(全体会議)

第10条 会員が集い、活動報告や情報交換等行う場として、全体会議を開催する。

2 全体会議の開催は、運営会が決定し、会員を招集する。

3 全体会議は、年1回開催する。また必要に応じ臨時に開催する。

4 全体会議では、年1回は、運営会の事業及び会計報告を行う。

第3章 たかつき環境市民会議 運営会

(事業)

第11条 運営会は、次の事業を行う。

(1) 市民会議会員の登録及び抹消

(2) 市民会議の活動グループ設置及び解散の承認

(3) 市民会議会員・活動グループ間の連携の調整

(4) 高槻市、国及びその他地方公共団体並びに他団体との連携と協力

(5) 市民会議に関わる情報発信・PR、会員拡充

(6) たかつきローカルアジェンダ21の推進と評価見直し

(7) たかつきローカルアジェンダ21推進のため市民とともに活動を実践

(8) 第3条の目的を達成するために必要な取組

(運営委員)

第12条 運営会は、以下の運営委員で構成する。

(1)各活動グループから選出された市民会議の正会員

(2)市民会議の会員で、運営会に参加の申し出を行い、運営会議で承認された者

2 運営委員の任期は、就任から事業年度の終わりまでとする。ただし再任は妨げない。

(運営会議の開催)

第13条 運営会の事業の検討・決議のための会議として、運営会議を開催する。

2 運営会議は、代表が召集する。

3 代表は、運営委員の三分の一以上から請求があったときは、運営会議を開催しなければならない。

4 アドバイザーは、運営会議に出席して意見を述べることができる。

(運営会議の審議事項)

第14条 運営会議は、次の事項について審議を行う。

(1)運営会の決算、予算の決定

(2)運営会の事業報告、事業計画の決定

(3)その他運営会の事業の推進に関して必要な事項

(運営会議の決議方法)

第15条 運営会議の議案は、出席運営委員の過半数で議決する。

2 運営会議の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した運営委員の確認を求めるものとする。

(部会)

第16条 運営会の事業を推進するにあたり、必要に応じて、常設あるいは臨時の部会を設置することができる。

2 部会の設置及び廃止は運営会議で行う。

(アドバイザー)

第17条 運営会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、運営会議の議決を経て、代表が就任を要請する。

3 アドバイザーは、専門的な立場から指導助言を行う。

(役員)

第 18 条 運営会に次の役員を置く。

(1)代表 1名

(2)副代表 若干名

2 役員は、運営委員の互選により定める。

3 代表は、運営会を代表する。

4 代表に事故があるとき又は代表が欠けるときは、あらかじめ代表が副代表の中から指名し、その職務を代行する。

5 役員の任期は就任から事業年度の終わりまでとする。ただし、再任は妨げない。

(役員会の業務)

第 19 条 役員会は、次の業務を行う。

(1)運営会の決算案、予算案の作成

(2)運営会の事業報告案、事業計画案の作成

(3)運営会議の議事案の作成

(4)事務局の管理監督

(5)その他必要な事項

(役員会の開催)

第 20 条 役員会は、代表が召集する。

2 役員会は、役員のお二分の一以上、あるいは運営委員のお二分の一以上から請求があったときは、役員会を開催しなければならない。

3 アドバイザーは、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の決議方法)

第 21 条 役員会の議案は、総役員の同意をもってこれを決する。

2 役員会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、総役員の確認を求めものとする。

(会計)

第 22 条 運営会の収入は、市民会議会員の会費、寄附金品、補助金、事業に伴う収入、その他収入から構成される。

2 運営会の会計に関わる業務は、すべて一般社団法人が行う。

3 運営会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 23 条 運営会の事業に関わる事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は一般社団法人に置く。

(監事)

第 24 条 運営会の会計監査を行うために、会計監査を 1 名置く。

2 会計監査は、運営会が運営委員の中から選任する。

3 会計監査の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する全体会議の終結の時までとする。再任を妨げない。

附 則

(施行期日)

第 25 条 この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。